

平成24年7月25日
宇都宮市理財部契約課

建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の措置について

本市では、宇都宮市建設工事請負契約約款第11条に規定する現場代理人の常駐義務について、本市が定める要件等をすべて満たしている場合に限り、他の工事の現場代理人との兼任を一部認める緩和措置を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1 対象工事

以下の要件をすべて満たしている工事を対象とします。

- (1) 宇都宮市長（以下「発注者」という。）が発注した工事であること。
- (2) 兼任するいずれの工事現場においても、その運営、取締り及び権限の行使等に支障がないと認められた工事であること。
- (3) 兼任する工事の当初の請負金額が2,500万円未満であること。

2 兼任の主な条件

兼任を認める工事の件数は、現場代理人1人につき2件までとし、以下の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 必ずいずれかの工事現場に常駐すること。
- (2) 兼任させようとする現場代理人が、兼任しようとする2件の工事以外の主任技術者になっていないこと（別表参照）。

3 手続き

現場代理人を兼任する場合、受注者は、別添「現場代理人兼任（変更）届出書 兼 誓約書（様式第1号）」を契約締結時に必要部数を契約課へ提出してください。

4 適用

平成24年8月1日以降に公告する案件から適用します。

なお、上記案件と、現在、施工中の手持ち工事との兼任が認められることがありますので、希望する場合は、契約課へお問い合わせください。

※ 詳細については、「入札参加者の心得」及び各案件の公告文等をご確認ください。

(別表)

現場代理人及び主任技術者の工事の兼任ができる場合は、以下の4つの事例のみとする。

① 現場代理人及び主任技術者を同一の技術者が兼ねる場合

	工事 1	工事 2
現場代理人	A	A
主任技術者	A	A

② 両方の工事の現場代理人と1件の工事の主任技術者を別の同一の技術者が兼ねる場合

	工事 1	工事 2
現場代理人	A	A
主任技術者	A	B

③ 両方の工事の現場代理人を同一の技術者、両方の工事の主任技術者を別の同一の技術者が兼ねる場合

	工事 1	工事 2
現場代理人	A	A
主任技術者	B	B

④ 両方の工事の現場代理人は同一の技術者で、主任技術者は別々の技術者の場合

	工事 1	工事 2
現場代理人	A	A
主任技術者	B	C

現場代理人兼任（変更）届出書 兼 誓約書

平成 年 月 日

（あて先）宇都宮市長

住 所
受注者
氏 名 ㊟

下記の工事について、現場代理人の兼任（変更）を届出します。
なお、現場代理人には、必ずいずれかの工事現場に常駐させるとともに、それぞれの工事現場の運営、取締り及び権限を確実に行使させることを誓約いたします。

記

現場代理人	氏 名 (生年月日)	(. .)
	緊急連絡先	- -
兼任する工事 (1)	工 事 名	
	工 事 場 所	宇都宮市
	請負代金額	円
	契約年月日	平成 年 月 日
	工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
兼任する工事 (2)	氏 名	
	工 事 名	
	工 事 場 所	宇都宮市
	請負代金額	円
	契約年月日	平成 年 月 日
	工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで